

憲法を
見る

上

岸田政権が敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有にあたり、憲法9条との関係を議論すべきなのにしていないとの異議が相次いでいる。防衛政策の大転換だが、政府の有識者ヒアリングでは保有に賛成する立場から、国会では保有に慎重な立場から声があがる。論議の不在で、憲法を形骸化させかねない動きを2回にわたって検証する。

昨年2月7日、政府が国家安全保障戦略など安保関連3文書策定に向けて非公開で開いた有識者ヒアリング。2017年まで防衛事務次官だった黒江哲郎氏が憲法論議の必要性を提起した。

「防衛力は抑制的に行使すべきだが、必要な機能は備えるべきでは」との趣旨で発言したと朝日新聞の取材に語った。安保環境の悪化に対応するため、敵基地攻撃能力を持てないと指摘される余地がないよう、専守防衛の定義を改めるべきだと の問題意識からだ。

専守防衛は戦後日本の基本政策で、防衛白書には「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」とある。1981年版から最新版まで変わらぬ表現だ。その定義

議論なき9条

敵基地攻撃 政府「決着」

で、防衛力の行使だけでなく保有まで「必要最小限に限る」とやれているところに黒江氏の疑問はあった。その提起を政府は受け流した。

政府は昨年1~7月、有識者からのヒアリングを重ね、9~11月にも有識者会議を開いたが、憲法学者は呼ばなかつた。首相官邸幹部は有識者会議について「首相からのミッションには、反撃能力は憲法に照らしてどうかは含まれていなかつた」と明かす。

歯止め 形骸化の危機

の時点、「憲法問題は決着済み」（内閣官房幹部）とする。そのため、政府内で3文書を検討した場に憲法解釈を扱う内閣法制局の姿はなかつた。終盤に2回だけ、内閣官房から示された案にある憲法解釈の書きぶりを確認するにとどまつた。

国会で野党が説明を求めて、岸田首相は「憲法の範囲内」と繰り返すだけだ。政府関係者によると、こうした認識で問題ないのかといふ議論も、有識者会議では行われなかつた。

憲法改正や防衛力強化への賛否とは別に、国家権力を縛るために憲法が議論もなく、有名無実化されようとしている。

(東原民莘)

